

# 遺言を活用した相続対策 その⑤

～自筆証書遺言と公正証書遺言の使い分け～

# 自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

	自筆証書遺言 (民法968条)		公正証書遺言
	法務局の保管制度利用なし	法務局の保管制度利用あり	
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言者本人（15歳以上）が遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することができる。</li> <li>証人は不要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>公証人関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う。</li> <li>公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性確認、遺言内容の助言等を行う。</li> <li>遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合、公証人が出張して作成できる。</li> </ul>
保管方法	適宜の方法で保管	法務局で厳重に保管	公証役場で厳重に保管
費用	不要	保管申請手数料は3,900円 (申請時のみ)	財産の価格に応じた手数料がかかる。
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
死亡時の通知制度	なし	あり	なし

# 自筆証書遺言と公正証書遺言のメリット・デメリット

	自筆証書遺言	公正証書遺言
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・費用がかからない</li><li>・気楽に作れる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・無効になりにくい</li><li>・紛失しない</li><li>・字が書けなくても作れる</li><li>・検認が不要</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・無効になる可能性あり</li><li>・紛失する可能性あり</li><li>・字が書けなければ作成不可</li><li>・相続開始後、検認が必要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・費用がかかる</li><li>・証人が2人必要</li></ul>

# 自筆証書遺言と公正証書遺言 効力が強いのは

自筆証書遺言と公正証書遺言が両方ある場合  
後日付の遺言に効力があります。

※自筆・公正証書に優劣は無く、日付で判断

ただし、**認知症等が発症した後に作成された遺言は無効になる可能性があるため、無効になる前の遺言で最も日付の遅い遺言が採用されます。**

# どちらの遺言を作りますか？

若いうちは自筆証書遺言を作ることをおススメします

- 自分で書けるうちは自筆証書遺言をおススメ
  - ➡ 何度でも書き直せるのが魅力
- 法務局の保管制度を活用するとなお良し
  - ➡ 紛失の予防に
- 子供がいない場合はお互い自筆証書遺言を作る
  - ➡ 全ての財産を相手に渡すという簡単なものでOK

# どちらの遺言を作りますか？

年齢を重ねたら公正証書遺言の作成を検討しましょう

- ・ 健康に不安となったら公正証書遺言を作成
  - ➡ 意思能力があることを証明してもらう
- ・ 相続が揉めそうな場合は公正証書遺言を作成
  - ➡ 効力の担保される公正証書遺言が安全
- ・ 字が書けなくても意識がしっかりしていれば公正証書遺言の作成はできます。
  - ➡ 亡くなる間近でも作成可能です

END